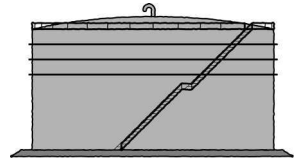


大気規制及び届出の概要(貯蔵施設編)



一定規模以上の貯蔵施設については、「大気汚染防止法」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」(以下「県条例」という。)による規制等があります。

貯蔵施設から排出されるVOC(揮発性有機化合物)は、微小粒子状物質(PM2.5)や光化学オキシダント(光化学スモッグ)の原因物質の一つでもあり、悪臭の原因物質にもなります。

① 大気汚染防止法の揮発性有機化合物(VOC)排出施設

揮発性有機化合物排出施設の種類	対象規模等	排出基準 (ppmC)	
		施設の設置年月日	
		～H18. 3. 31	H18. 4. 1～
ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20kPaを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。)のものを除く。)	容量が1,000kℓ以上2,000kℓ未満のもの	猶予	60,000
	容量が2,000kℓ以上のもの	60,000	

注: 「ppmC」とは、ppmにその物質の炭素数を乗じて算出します。

(例 トルエン100ppmであれば炭素数7であるので $100 \times 7 = 700$ ppmCとなります)

② 県条例の炭化水素系物質発生施設

炭化水素系物質発生施設	対象規模	炭化水素系物質発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準
原油、ガソリン、ナフサ、農耕用燃料油又はジェット燃料油(規格K2209に規定する1号及び2号のジェット燃料油を除く)及び有機溶剤(石油系炭化水素、ハロゲン化炭化水素、アルデヒド類、ケトン類及びアルコール類に限る)の貯蔵施設	貯蔵能力が1,000kℓ以上であること	<ol style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> イ 浮屋根型の施設であること ロ 固定屋根型、たて型、横型及び球型の施設にあっては、通気管に凝縮装置、吸収装置若しくは吸着装置が設置されているか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置が設置されていること 2. 油送車から排出される炭化水素系物質を除去するための装置を設置し、油送車に原油、ガソリン、ナフサ、農耕用燃料油、ジェット燃料油及び有機溶剤を注入する場合は、これを使用すること
ベンゼン、アクリロニトリル又は酸化エチレンの貯蔵施設(上欄に掲げるものを除く)	貯蔵能力が10kℓ以上であること	<ol style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> イ 浮屋根型の施設であること ロ 固定屋根型、たて型、横型及び球型の施設にあっては、通気管に凝縮装置、吸収装置若しくは吸着装置が設置されているか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置が設置されていること 2. 次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> イ 油送車から排出される炭化水素系物質を除去するための装置を設置し、アクリロニトリル等を注入する場合は、これを使用すること ロ 施設の通気管に油送車と直結する炭化水素系物質回収装置が設置されていること

届出（設置等）の種類及び期日

項目	届出の種類	届出の期日	主な添付書類
VOC排出施設（貯蔵タンク）を設置等するとき（大防法） 炭化水素系物質発生施設（貯蔵施設）を設置等するとき（県条例）	設置届出	工事開始の60日前まで（大防法）	【設置・使用届出共通】 ①工場付近の見取図 ②当該施設の配置図、構造図、能力の根拠（仕様書・カタログ等） ③処理施設の配置図、構造図（仕様書・カタログ等） ④発生（排出）及び処理に係る操業の系統や作業工程の概要図 ⑤測定口の位置図 ⑥緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法を記載した書類 ⑦VOC濃度算出の根拠資料 ※⑤～⑦はVOC排出施設の場合
		工事開始の前日まで（県条例）	
	使用届出	事由の生じた日から30日以内	
	変更届出	工事開始の60日前まで（大防法）	
工事開始の前日まで（県条例）			
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったとき	氏名等変更届出	事由の生じた日から30日以内	
施設の名称及び所在地に変更があったとき		事由の生じた日から30日以内	
施設の使用を廃止したとき	使用廃止届出	事由の生じた日から30日以内	
施設を借り受けたり譲り受けたとき。相続又は合併があったとき	承継届出	事由の生じた日から30日以内	

環境保全・省エネルギー設備資金融資について

名古屋市では、中小企業の方々が、公害の防止その他の環境保全対策を実施するために必要な資金を長期かつ低金利で融資する「環境保全・省エネルギー設備資金融資」を実施しています。この融資を受けられた方には、支払った利子に対して、名古屋市が全額または半額の利子補助を行います。

詳しくは環境局大気環境対策課（☎972-2674）までお問い合わせください。



届出・ご相談・お問い合わせ先

市外局番（052）

西区公害対策課 （担当区：東・北・西・中村・中）	西区花の木二丁目18-1 （西区役所5階）	☎ 523-4613 FAX 523-4634
港区公害対策課 （担当区：熱田・中川・港）	港区港栄二丁目2-1 （港保健センター3階）	☎ 651-6493 FAX 651-5144
南区公害対策課 （担当区：瑞穂・南・緑・天白）	南区前浜通3-10 （南区役所2階）	☎ 823-9422 FAX 823-9425
名東区公害対策課 （担当区：千種・昭和・守山・名東）	名東区上社二丁目50 （名東区役所1階）	☎ 778-3108 FAX 778-3110

名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課 ☎ 972-2674（直通） FAX 972-4155

届出書等は名古屋市公式ウェブサイト（<https://www.city.nagoya.jp/>）からダウンロードできます。

（事業者向け情報→ごみ・環境保全→事業系ごみ・環境保全に関する申請・届出→環境保全に関する法律・条例等の届出書・申請書→大気関係の届出書等）



届出書等のダウンロードはこちら

電子申請サービスのご案内

名古屋市電子申請サービス（<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya>）において、「大気」で手続き名を検索し、該当の手続きからオンラインで届出ができます。



電子申請サービスはこちら